

(仮称) さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会設置要綱

(目 的)

第1条 市民の健康と安心な暮らしを実現するための(仮称) さっぽろ未来医療プランの案の作成を行うことを目的として、札幌市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の下に(仮称) さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、協議会の承認を得て次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) (仮称) さっぽろ未来医療プランの案の作成
- (2) 前号の活動に係る調査
- (3) その他前2号の活動に必要な活動

2 委員会の活動結果は、協議会に報告し、承認を得る。

(組 織)

第3条 委員会は、次項に定める委員をもって構成する。

2 委員会の委員(以下「委員会委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから協議会の委員長(以下「協議会委員長」という。)の承認を得て市長が委嘱する。

- (1) 協議会の委員(以下「協議会委員」という。)が所属する団体等の構成員のうちから同団体等の長が推薦する者
- (2) その他協議会委員長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員会委員の任期は、平成30年3月までとする。ただし、補欠の委員会委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、協議会委員長が委員会委員のうちからこれを指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、協議事項等に応じて、委員会委員のうちから、あらかじめ出席すべき委員を選び、出席を求めることができる。
- 3 委員会は、前項の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会委員以外の者の出席を求め、その説明又は

意見を聞くことができる。

(謝 礼)

第7条 市長は、委員会委員のうち会議に出席した者に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表で定めるその他の附属機関の委員の報酬日額と同額を謝礼として支給することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。